	Г	1
売却区分番号	880-1	
見積価額	¥5, 102, 000	公 売 保 証 金 ¥550,000
財産の表示	1 所在 滋賀	県彦根市銀座町
	地番 83	番5
	地目 宅地	I
	地積 147	83 m²
	2 (一棟の建物の表示)	
	所在 滋賀	'県彦根市銀座町 82番地3、82番地5、
	8 3	番地5、84番地3、86番地3、87番地2、
	8 7	番地3、88番地3、89番地4
	構造 鉄筋	コンクリート造陸屋根6階建
	床面積 1階	1300.39 m²
	2 階	f 1169.42 m²
	3 階	f 839.70 m²
	4 階	331.17 m²
	5 階	f 274.77 m²
	6 階	£ 21.48 m²
	(専有部分の建物の表示)	
	家屋番号 銀座	町 83番5
	種類 店舗	· 居宅
		コンクリート造陸屋根4階建
	床面積 1階	132.99 m^2
		105.05 m^2
		7 51.86 m²
		₹ 42.14 m²
		以上登記簿による表示
公法上の規制	市街化区域	
	商業地域	
	建ペい率 80% 容積率 600%	
	防火地域	
	周知の埋蔵文化財包蔵地「彦根城下町遺跡」	
接道状況	公売財産1は、北東側で幅員約14.7メートルの舗装市道「長曽根銀座線」にほぼ等	
	高に接面する。	
地盤・地勢	公売財産1は、間口約7メートル、奥行き約20メートルのほぼ長方形状の画地であ	
	り、地勢はほぼ平たんである。	
使用状况等	公売財産1は、公売財産2の敷地として利用されている。	
	公売財産 2 は、昭和 39 年 1 月頃の建築であり、令和 5 年 12 月現在、公売財産所有	
	者に店舗として利用されている。	
管理状況等	——————————————————————————————————————	
特記事項	この公売財産は、各財産の見積価額を次のとおり定めています。	
	公売財産 1 5,040,395 円	
	公売財産2 61,605円	

売却区分番号	8 8 0 - 1	
見積価額	¥5,102,000 公売保証金 ¥550,000	
住居表示等 最 寄 駅 等 その他事項	消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、大阪 国税局が適格請求書を交付します。 課税資産の価額が占める割合 1.21パーセント 事業専用割合 100パーセント 滋賀県彦根市銀座町5番2号 JR(西日本) 琵琶湖線(東海道本線) 彦根駅 南西方約1.3キロメートル(道路 距離) 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。	
留意事項	 公元財産の元却決定は、最高価甲込者に除る人代価額をもって行います。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。 2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保責任を負いません。 4 執行機関(国)は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うことになります。 5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。 ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。 10 売却区分番号内に複数の財産(財産が一つで所有者を異にする場合を含む。)があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。 	



